

亀岡市公報

発行所 亀 岡 市 役 所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神 8 番地

目 次

—— 規 則 ——

○亀岡市優良職員表彰規則及び亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課)	3
○市民ホール使用規則等の一部改正 (企画調整課)	4
○議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課)	4

—— 告 示 ——

○亀岡市建設工事に係る入札及び契約に関する苦情処理手続要綱の一部改正 (企画調整課)	6
○亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課)	6
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	6
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	7
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	7
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	7
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	8
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	8

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	8
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	9
○公示送達 (高齢福祉課)	9
○公示送達 (保険医療課)	10
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	12
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	12
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	12
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	14
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	14
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	14
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15

—— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による事業者
の選定 (企画調整課) 16
- 公募型プロポーザル方式による事業者
の選定 (障がい福祉課) 16
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更によ
る都市計画案の縦覧 (都市計画課) 17
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更によ
る計画書の縦覧 (農林振興課) 17

—— 任免及び辞令 ——

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の
告示 19
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指
定の告示 20

市立病院欄

—— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による事業者
の選定 20

規 則

亀岡市優良職員表彰規則及び亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市優良職員表彰規則及び亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（亀岡市優良職員表彰規則の一部改正）

第1条 亀岡市優良職員表彰規則（昭和45年亀岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

（表彰）

第4条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

2 被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは、その遺族に与える。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条第2項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「18の項及び19の項」を「18の項、19の項及び23の項」に改める。
別表第2に次の1項を加える。

23 優良職員表彰休暇	亀岡市優良職員表彰規則（昭和45年亀岡市規則第24号）の規定に基づき表彰された場合	表彰を受けた日から表彰を受けた日の属する年度の末日までの期間内において、表彰の種類ごとに定める期間 功労賞 5日以内の期間 勤功賞 4日以内の期間 精勤賞 3日以内の期間
-------------	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に改正前の亀岡市優良職員表彰規則の規定に基づく表彰を受けた者に係る改正前の亀岡市優良職員表彰規則第7条第2項の規定は、なおその効力を有する。

「揭示済」

市民ホール使用規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

市民ホール使用規則等の一部を改
正する規則

(市民ホール使用規則の一部改正)

- 第1条 市民ホール使用規則（平成2年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第12条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(開かれたアトリエ使用規則の一部改正)

- 第2条 開かれたアトリエ使用規則（令和3年亀岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第13条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(亀岡市市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

- 第3条 亀岡市市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(亀岡市保健センター条例施行規則の一部改正)

- 第4条 亀岡市保健センター条例施行規則（昭和59年亀岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(亀岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部改正)

- 第5条 亀岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成15年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

別記第10号様式中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円

未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第128号

亀岡市建設工事に係る入札及び契約に関する
苦情処理手続要綱（平成27年亀岡市告示第
227号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第2号様式中「午前8時30分から午後
5時15分まで」を「午前9時から午後4時
30分まで」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第129号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要
綱（平成28年亀岡市告示第205号）の一部
を次のように改正する。

令和8年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第1号中「1,000,000円」の
次に「（評点を1.0以上に向上させる耐震改
修にあっては、1,300,000円）」を加

える。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の亀岡市木造住宅耐
震改修事業費補助金交付要綱の規定は、令和
8年5月1日以降に交付申請のあった補助金
について適用し、同日前に交付申請のあった
補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第
260条の2第11項の規定により、地縁によ
る団体から告示事項の変更の届出があったので、
同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の変更
住所 省略
氏名 村井 久夫
- 2 変更年月日
令和8年4月26日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第四区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大ヶ谷 信吾

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 林 裕之

2 変更年月日

令和8年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町法貴区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 八田 修好

2 変更年月日

令和8年4月26日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町湯の花平区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 田井 康之

2 変更年月日

令和8年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 上條 貢

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 今泉 俊一

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 俣野 謙三

2 変更年月日

令和8年4月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第138号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第10期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第139号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年5月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和7年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町鎌倉雁松区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 古本 美穂

2 変更年月日

令和8年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 福島 克己

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 牧澤 昭博

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町土田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大野 泰正

2 変更年月日

令和8年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町小林区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 藤本 功

2 変更年月日

令和8年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町赤熊区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 高向 真司

2 変更年月日

令和8年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町江島里区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 廣瀬 和浩

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 小橋 雄二

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 内藤 一徳

2 変更年月日

令和8年4月26日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「旅籠町自治会」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の変更

住所 省略

氏名 仕合 裕

(2) 主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日

令和8年4月25日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 竹岡 章夫

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 鳥居 洋

2 変更年月日

令和8年5月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第48号

文化交流体験施設「毘沙門荘改修事業」設計業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

文化交流体験施設「毘沙門荘改修事業」設計業務

(2) 業務内容

文化交流体験施設「毘沙門荘改修事業」設計に係る一連の業務を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から
令和9年3月31日まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域

(5) 提案限度額

19,000,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、文化交流体験施設「毘沙門荘改修事業」設計業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第49号

「第5期亀岡市障がい者基本計画及び第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画）」策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年5月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

「第5期亀岡市障がい者基本計画及び第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画）」策定業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務場所

亀岡市役所等

(4) 業務期間

契約締結日から
令和9年3月31日まで

(5) 見積限度額

3,300,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は「第5期亀岡市障がい者基本計画及び第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画）」策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第50号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和8年5月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市大井町小金岐2丁目の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年5月14日から
令和8年5月28日まで

「揭示済」

亀岡市公告第51号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和8年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
令和8年5月20日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

山 内 昭
竹 内 光 雄
櫻 井 邦 男
堀 下 孝 次
上 條 貢
法 貴 良 好
長 尾 敬 行
美 馬 正 信
由 良 隆 夫
堀 田 稔
太 田 敬
中 川 俊 夫
大 釜 茂 和
廣 瀬 知 史
中 川 徹
吉 川 肇
廣 瀬 照 雄
小 川 泉
關 本 卓 男
栗 山 亨 典
谷 口 貢
野 中 康 朗
山 下 雅 一

亀岡市自治委員に委嘱します

上 原 久 和

亀岡市休日急病診療所管理医師に委嘱します

和 泉 守 篤

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

田 中 正 彦

亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します

和 泉 守 篤

亀岡市市医に委嘱します

令和8年5月1日

長 尾 敬 行
亀岡市総合福祉センター運営委員会委員の委嘱
を解きます

廣 瀬 知 史

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱
します

任期は令和9年8月31日までとします

廣 瀬 照 雄

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します

任期は令和8年10月31日までとします

法 貴 良 好

亀岡市景観審議会委員に委嘱します

任期は令和9年12月20日までとします

堀 下 孝 次

由 良 隆 夫

(各 通)

廣 瀬 知 史

廣 瀬 照 雄

山 下 雅 一

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和9年7月20日までとします

法 貴 良 好

長 尾 敬 行

(各 通)

堀 田 稔

中 川 徹

谷 口 貢

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

令和8年5月12日

井 元 綾

(各 通)

藤 田 光 宣

松 本 清 志

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します

任期は令和9年8月27日までとします

令和8年5月15日

隅 田 恵 子

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します

任期は令和9年11月20日までとします

八 田 好 子
亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます
令和8年5月20日

船 附 秀 行
佐 野 博 行
(各 通) 水 口 裕一郎
田 淵 功
亀岡市農業委員選定委員に委嘱します
任期は令和9年5月26日までとします
令和8年5月27日

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和8年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者
として指定したので、亀岡市指定給水装置工事
事業者規程第10条第1号の規定により告示す
る。

記

- 1 指定日
令和8年5月1日
- 2 指定業者

指定 番号	業 者 名	代表者名	住 所
353	株式会社 OKUMURA工業	代表取締役 奥村 瑛二	亀岡市大井町並河 五丁目89番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和8年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

- 1 指定日
令和8年5月1日

2 指定業者

指定 番号	業 者 名	代表者名	住 所
334	株式会社 OKUMURA工業	代表取締役 奥村 瑛二	亀岡市大井町並河 5丁目89番地

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第3号

亀岡市立病院照明LED化事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

- 1 業務概要
- (1) 業務名
亀岡市立病院照明LED化事業
- (2) 目的
照明設備のLED化による費用・環境負荷の削減及びメンテナンス性の向上
- (3) 業務内容
照明設備の更新（LED化）及び賃貸借・保守
- (4) 見積限度額
36,300,000円
（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 照明設備設置期限
令和8年12月31日
- 2 その他
詳細は、亀岡市立病院照明LED化事業公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」